

課題・テーマに係る対話 募集シート

◆募集の内容

課題・テーマ	共同住宅における防火・防犯・防災体制の整備に対する協力企業の募集
課題・テーマの概要	マンション・アパートなど共同住宅には、防火・防犯・防災体制が整備されていない例が少なくない。そういった共同住宅の住民の中には、不安を感じて管理組合へ改善を要求する方もいるが、何の対処もなされない。このような共同住宅に対し、自主的に防火・防犯・防災体制を整備するよう働き掛ける有効な方法について、企業のご意見を賜りたい。
対話を募集する背景	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法によると、共同住宅では防火管理者を選出し、年1回以上の防火訓練の実施が義務付けられている。しかし罰則はなく指導にとどまるため、実施していない物件がある。 ・光熱費を抑えるため、夜でも共有部分の照明を点灯しない物件もあり、防犯上好ましくない。 ・自前の自主防災組織を結成せず、地域の自主防災組織にも加入せず、防災の取り組みをまったく行っていない物件もある。 ・ひどい例では地域の自治会・町内会に加入せず、独立して結成するでもなく、コミュニティーが一切存在しない物件もある。
募集の対象	<input type="checkbox"/> ①連携の提案及び連携事業者の募集 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 課題・テーマに関する連携の提案・アイデア及び連携事業者を募集するもの ✓ 内容（対話により修正する場合を含む）によっては、連携により事業実施につながる提案を募集するもの <p style="text-align: center;">※連携事業者は、法人、団体、個人事業者を対象とし、業種や業態は問いません</p>
注) ■がこの募集の対象	<input checked="" type="checkbox"/> ②連携のアイデアのみの募集 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 新潟市が今後の事業の方針や仕様を定めるために対話を募集するもの <hr/> <input checked="" type="checkbox"/> ③意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 課題・テーマに関する意見交換を行う企業を募集するもの ✓ 対話により企業との連携の可能性を確認したい
新潟市が希望する提案（イメージ）	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で義務付けられておらず、または罰則規定がなくても、共同住宅の所有者や管理者、住民らが自発的に防火・防犯・防災体制を整備する機運醸成に向けた啓発に関する提案。 ・行政が相談を受けた際、提案企業に協力を依頼。

	<ul style="list-style-type: none"> ・状況によっては区職員も同行し、行政からも防火・防犯・防災体制整備の重要性を説明。市の補助制度を紹介。
想定する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・防火訓練を怠ったことにより大きな被害を出した火災の事例紹介と、自社の防火設備のPRや有効な訓練方法の説明。 ・防災の取り組みが不十分なことにより大きな被害を出した災害の事例紹介と、自社の防災用製品のPRや有効な訓練方法の説明。

◆対話に当たっての条件

募集期間	随時												
事業実施時期（予定）	随時												
対話の申し込み	<p>様式2「対話の申し込み兼提案書」を活用ください</p> <p>※申し込み兼提案書の他、企画書等の関連資料の添付が可能</p>												
提案の選定方法 ※■のある方法で選定 ※募集対象①に限る	<input type="checkbox"/> 特に選定を実施しない （提案内容が妥当であれば採用数を絞り込まない） <input type="checkbox"/> 審査等による選定等を実施（提案内容等を審査・選定し採用数を絞り込む） <input type="checkbox"/> 提案を参考に、あらためて実施事業者の公募等を実施 <input type="checkbox"/> その他（ ）												
新潟市が提供できるメリット	<p>行政が共同住宅の所有者・管理者・住民等から相談を受けた際、企業にご連絡します。企業は行政からの紹介という形で違和感なく共同住宅を訪問し、防火・防犯・防災にかかる啓発活動と併せて自社製品の販売促進につなげることができます。</p>												
予算措置の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置はありません。 ・従業員派遣にかかる人件費や交通費等は、すべて提案者の負担になります。 												
その他留意点	<p>新潟市における寄宿舍・下宿・共同住宅の棟数（平成28年度）</p> <table border="0"> <tr> <td>5階建以下</td> <td>647棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6～10階建</td> <td>356棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11～15階建</td> <td>95棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16階建以上</td> <td>5棟</td> <td>計 1,103棟</td> </tr> </table> <p>このうち防火・防犯・防災体制が不十分な物件の実態は不明。</p>	5階建以下	647棟		6～10階建	356棟		11～15階建	95棟		16階建以上	5棟	計 1,103棟
5階建以下	647棟												
6～10階建	356棟												
11～15階建	95棟												
16階建以上	5棟	計 1,103棟											
この募集内容についての問い合わせ先	<p>中央区 総務課 総務・安心安全グループ 担当：宮島</p> <p>電話：025-223-7064（直通）</p> <p>Email：somu.c@city.niigata.lg.jp</p>												
対話の申し込み先	<p>新潟市政策改革本部事務局</p> <p>電話：025-226-1942（直通）</p> <p>Email：seisakukaikaku@city.niigata.lg.jp</p> <p>※様式2等は上記電子メールアドレスまで送付ください。</p>												